

平成22年9月宮崎県定例県議会

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成22年9月21日

場 所 第5委員会室

平成22年 9月21日(火曜日)

委員 坂口博美
委員 岩下斌彦

午前10時1分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 耕作放棄地の現状と解消に向けた取組について
2. 中山間地域における新しい産業と地域づくりに向けた取組について

環境森林部

1. 県産、外国産木材価格の現状について
2. 森林の資源をフル活用する取組(木質バイオマス利用等)について
3. 森林資源に新たな価値を与える制度について

○協議事項

1. 調査活動計画について
2. 県外調査について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

説明のために出席した者

県民政策部

中山間・地域政策課長 山内武則

環境森林部

環境森林部長 吉瀬和明

環境森林部次長 豊島美敏

(総括)

環境森林部次長 黒木吉典

(技術担当)

部参事兼 金丸政保

環境森林課長

計画指導監 佐藤浩一

自然環境課長 森房光

山村・木材振興課長 徳永三夫

山村・木材振興課 小林重善

みやぎ県産木材活用推進室長

農政水産部

農政水産部長 高島俊一

農政水産部次長 緒方哲

(総括)

農政水産部次長 押川延夫

(農政担当)

農政水産部次長 関谷朝裕

(水産担当)

農政企画課長 上杉和貴

農政企画課 加勇田誠

ブランド・流通対策室長

地域農業推進課長 山之内稔

出席委員(12人)

委員	長	宮原義久
副委員	長	前屋敷恵美
委員		緒嶋雅晃
委員		黒木覚市
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也

地域農業推進課	山内年
連携推進室長	
営農支援課長	井上裕一
農業改良対策監	戸高憲幸
消費安全企画監	工藤明也
農産園芸課長	郡司行敏
農村計画課長	三好亨二
国営事業対策監	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	前田陽一

○宮原委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の委員席の決定についてであります。岩下委員には、先月の県北調査から御参加いただいておりますが、本日、改めて委員席についてお諮りをいたします。ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議ありませんので、そのように決定をいたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。まず、4の概要説明は2部構成を考えております。ようやく口蹄疫が終息し、農政水産部から説明を受けられる体制が整いましたので、前半は、中山間地域における耕作放棄地の現状等や6次産業化に向けた取り組み等についての説明をいただきます。後半は環境森林部から、木材価格の現状や木質バイオマスの拡大に向けた取り組み等について説明をしていただくこととしております。

次に、5の委員協議についてでございますが、(1)では、これまでの調査を踏まえ、中山間地域の振興条例についての必要性を協議し、委員会の意思統一を図りたいと考えております。その他、県外調査及び県南調査等について御協議をいただきたいと思います。

本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議がございませんので、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部から概要説明をいただく前に一言申し上げます。農政水産部におかれましては、これまでの口蹄疫の対応に大変御苦勞されたことと思います。また、一日も早い本県の復興に向け、各部と一丸となり取り組んでいかれるよう、今後もよろしくお願いをいたします。

さて、農政水産部の概要説明は今回が初めてとなるところでございますが、時間の制約上、委員紹介をお手元にある配席表の配付にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、説明をよろしくお願いをいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部長の高島でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、口蹄疫について御報告をいたします。

4月20日に都農町で口蹄疫の発生が確認されたから4カ月余りに及ぶ期間の関係各位の懸命の防疫作業や県民の皆様方の御協力、そして県

内外の多くの方々からの御支援により、8月27日には口蹄疫の終息宣言を迎えることができました。すべての皆様に心から感謝を申し上げます。しかしながら、いつ何どき口蹄疫が発生するかわからないという危機感を持って、引き続き防疫体制を維持してまいり所存でございます。今後は、本県畜産の再生に向けて、国や市町村を初め、関係機関・団体と連携しながら、一つ一つ課題解決に取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員長を初め委員の皆様には御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の中山間地域振興対策特別委員会資料を1枚お開きいただきまして、説明項目をごらんいただきたいと存じます。本日、農政水産部からは、1の耕作放棄地の現状と解消に向けた取り組みについてと、2の中山間地域における新しい産業と地域づくりに向けた取り組みについての2項目を予定いたしております。その内容につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○山内連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。

それでは、耕作放棄地の現状と解消に向けた取り組みについて御説明をいたします。

資料をおめくりいただき、1ページをごらんください。まず、1の本県の耕作放棄地の現状であります。2005年（平成17年）の農林業センサスによりますと、耕作放棄地は、①の表のところにございますように、農家が所有するものが2,969ヘクタール、非農家が所有するものが1,716ヘクタールの合計4,685ヘクタールとなっております。2000年からの5年間で240ヘ

クタール増加しております。増加分のうち230ヘクタールは相続等で農地を取得した非農家が所有する農地でございます。後ほど課題でも申し上げますが、最近の大きな特徴となっております。なお、地域的には、都市的地域での増加が増加面積の41%を占めております。また、耕作放棄地率は県全体では8.3%と、全国平均の9.7%より低いものの、山間地域では11.4%となっております。面積の推移、地域区別の面積等は表に示しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、2ページをお願いいたします。（2）の再生・活用すべき耕作放棄地でございます。平成21年度に市町村が行いました耕作放棄地全体調査におきまして、場所が特定できている耕作放棄地は2,555ヘクタールであり、このうち農業振興地域の農用地区域、いわゆる農振青地にございまして、優良農地として再生整備等を行い活用すべき農地と判断されている面積は1,151ヘクタールとなっております。ちなみに、「農地として活用しない」とある927ヘクタールにつきましては、森林化、原野化し、農地に復元して利用することが不可能とされる土地であります。

なお、本調査と農林業センサスとの違いがありますが、本調査は1筆ごとに場所を確認できているものに対し、農林業センサスの耕作放棄地は、過去1年以上作物を栽培していない土地のうち、この数年間に再び耕作する考えのない土地として、農家の意思による記入をもとに集計したものでありまして、調査方法が異なっているものでございます。

次に、2の耕作放棄地の課題等でございます。まず、（1）の課題であります。現状でも申し上げましたとおり、近年では相続等で農地を取得した非農家の農地が耕作放棄地化し、山間、

平地と、地域を問わず、優良農地の中に点在する等して増加しており、担い手への農地の面的集積に大きな障害となっております。また、山間地域での発生要因は、高齢化、生産条件の不利に加えまして、鳥獣被害によります生産意欲の減退が顕著ともなっております。

こうした課題に対しまして、(2)の対応であります。食料の安定供給や自給率の向上を強力に推進するためには、優良農地を担い手に着実に集積していくことが重要であり、このため、昨年12月に施行されました農地法の改正による耕作放棄地対策の強化を図るとともに、再生し、活用を進めていくことが必要だと考えております。

まず、アの農地法の改正は、耕作放棄地を農地として有効活用することを徹底するとの基本的な考えに立ちまして、先ほど説明しました実態調査を行い、所有者に対し再生に向けた指導を実施するとともに、不在村地主等によるものなど所有者が不明な耕作放棄地は、知事の裁定に基づき利用権の設定が可能となったほか、農地を相続により取得した場合にも農業委員会への届け出が義務化されたところであります。

また、イの再生活用に当たりましては、耕作放棄地の所有者とその農地を活用する者とのあわせ、コーディネートでございますが、これを円滑に進め、営農展開のための施設等附帯施設をあわせた総合整備を支援していくことが必要だと考えております。

3 ページをお開きください。3の耕作放棄地の解消に向けた取り組みであり、本県の具体的な取り組みについてでございます。まず、(1)のみやざきフロンティア農地再生事業であります。本県では平成20年度からこの事業を創設いたしまして、耕作放棄地の解消を図るため、県

内地域ごとにプロジェクトチームを設置いたしまして、優良農地として再生すべき耕作放棄地の整備や土地利用者への利用権設定を行うなど、ハード・ソフト一体となりました支援の取り組みを進めているものであります。

具体的には、アの耕作放棄地再生の推進体制にありますように、県及び地域段階に設置しております担い手育成総合支援協議会が耕作放棄地対策の推進を担っており、地域段階では県下13の協議会それぞれに全市町村単位で優良農地創出プロジェクトチームを設置いたしまして、このプロジェクトチームに配置いたしました33名の優良農地創出コーディネーターが、県協議会の県農業振興公社に配置いたしましたコーディネーターと連携を図りながら、利用者との調整など再生活動を進めております。

こうした活動を踏まえまして、イの再生整備事業であります。国の耕作放棄地再生利用交付金等を活用いたしまして、耕作放棄地の再生整備や、これに附帯する営農施設等の整備、営農開始後のフォローアップ等の地域の取り組みを支援しているところでございます。これまでの取り組みにつきましては、平成20年度で187カ所、75.6ヘクタール、21年度で162カ所、78.8ヘクタールの実績となっております。

また、(2)のその他耕作放棄地を防止するなどの取り組み、いわゆるその他支援制度といたしまして、耕作放棄地防止などの集落活動に対しまして交付金を支払いますアの中山間地域等直接支払制度、農地・農業用施設等の保全管理活動等を支援いたしますイの農地・水・環境保全向上対策事業、圃場整備事業などを契機として耕作放棄地の解消に取り組まますウの耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業などがあり、それぞれの事業の特徴に沿いまして、活用がな

されているところでございます。

最後に、4ページをごらんください。中山間地域におきます取り組み事例を4つほど御紹介しております。(1)の椎葉村、これは川の口集落でございますけれども、そこにおきます再生整備とあわせて、シカネットを設置したケース、(2)では、延岡市北方町におきます新品目ということで、ブドウ棚の設置を含めたブドウ導入のケース、(3)で高千穂町におきます放牧による耕作放棄地解消のケース、これにつきましては、西臼杵全体で75ヘクタールの取り組みとなっております。さらに、猿の害に強い品目として日南市北郷町におけるダイダイの植栽例、これにつきましては、3.6ヘクタールの実績等となっております。

こうしたケースのように、耕作放棄地につきましては、その発生要因や荒廃状況、権利関係、さらには土地の所有者や周辺農業者等引き受けとなり得る者の状況などによりまして、地域それぞれさまざまでございます。こういった中、耕作放棄地の再生利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画と創意工夫によるきめ細かな取り組みが必要だと考えております。また、耕作放棄地は、荒廃した農地を優良農地に再生整備することも大切でありますけれども、新たな発生をできるだけ抑制していく取り組みも重要だと考えております。県といたしましては、今後とも、農地を引き継ぐ担い手の育成を基本といたしまして、地域における解消計画あるいは発生抑制が着実に進み、営農の貴重な経営資源として活用されるよう、支援を行ってまいりたいと思っております。

説明は以上であります。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

中山間地域における新しい産業と地域づくりに向けた取り組みについて御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。まず、1の県の基本的な考え方でございます。本県におきまして、中山間地域は農地や農業産出額の約60%を占めておりまして、農業生産活動による食料の安定供給はもちろんでございますが、県土保全や環境保全、さらには水源の涵養など、多面的な機能を持っております。しかしながら、中山間地域の農地は傾斜地が多く、生産規模が小さいなど、生産条件に不利な面が見られるとともに、高齢化の進展や担い手の減少により農業生産活動の衰退などが危惧されております。このような中、県では、中山間地域の活性化には農業・農村の振興が不可欠であるという、そういった認識のもとで、中山間地域の特性を生かして新しい産地づくり、農産物の高付加価値化、6次産業化、さらには都市と農村との交流に取り組んでおります。

次に、2の具体的な取り組みでございます。

(1)の立地条件を生かした産地づくりの取り組みでございますが、まず①の取り組み内容といたしましては、中山間地域は夏の時期は涼しいという、そういった特性を生かしまして、土地集約型の施設園芸の振興を進めておりまして、野菜ではカラーピーマン、花卉ではラナンキュラスの導入や定着に対する支援を行っております。

②の取り組みの成果でございますが、カラーピーマンにつきましては、赤・橙・黄の3色セットでの販売や規格外品の有効活用によりまして所得が確保され、地域への定着や経営の安定が図られつつあります。ラナンキュラスにつきましては、西臼杵地区では導入以来、球根の安定供給を図るなどの取り組みによりまして、全国

でも有数の産地に成長しております。取り組みの事例を写真で紹介しております。写真の左側でございますけれども、西米良村で取り込まれておりますカラーピーマン、右側は、県の総合農業試験場が開発いたしましたラナンキュラスの一品種でございますローズクオーツでございます。これは西臼杵地域で導入されまして、日本一の産地を目指して取り組んでおります。

資料の6ページをお願いいたします。③の課題と今後の展開方向といたしましては、まず課題でございますが、中山間地域におきましては、特色のある地域資源を最大限に活用した新たな品目の産地化を図る必要があります。次に、今後の展開方向でございますが、病虫害防除技術を向上させ、高収量・高品質を安定化させまして、さらにラナンキュラスにつきましては、オリジナル品種の開発等を行うこととしております。

続きまして、(2)の特色ある農産物の高付加価値化についての取り組みでございます。①の取り組み内容でございますが、中山間地域の青果物や特産物のブランド化を進めますとともに、加工仕向けにつきましては、産地と食品産業等とのマッチングに努めております。

②の取り組みの成果につきましては、県全体の商品ブランド認証数は34商品、産地認定件数は76産地となっておりますが、中山間地域の青果物等も多く認証され、加工仕向けにつきましても、規格外品を加工原料として取引する事例も見られております。写真左側の完熟きんかんだまたまでございますが、南那珂地域、西臼杵郡、美郷町を中心に組み込まれております。写真右側のみやざきびっ栗は西臼杵を産地としておりまして、いずれも商品ブランドとして認証を受けております。

次に、7ページをお願いいたします。③の課題と今後の展開方向でございますが、まず課題といたしまして、他産地の台頭によりまして、差別化が難しくなる傾向がございますことから、新たな付加価値の創出が必要となっておりまして、このため、今後の展開方向といたしまして、本県農産物の機能性成分に関する調査分析をさらに進めまして、ここで得られましたデータをもとに農産物の表示販売体制を構築して、消費者のニーズに対応していくこととしております。

次に、(3)の地域の素材を生かした6次産業化に向けた取り組みでございます。①の取り組み内容でございますが、中山間地におきましては、農業者や企業グループを中心に、地域特性を生かして、生産から加工・販売の一体化を図るとともに、農業と2次産業、3次産業との融合に取り組みまして、新たな産業づくり、すなわち6次産業化を進めることが重要であると考えております。このため、農業者や企業グループに対して、商品の企画開発、加工技術、経営管理、グループの連携促進などの支援を行っております。

②の取り組みの成果でございますが、農産物の加工販売を農業経営や地域産業の柱として位置づけまして、積極的に取り組む動きが始まっております。また、雇用や所得の確保につながっております。また、女性が中心となった企業活動につきましては、商工会や流通関係者との連携によりまして、漬物類、ドレッシング、ゼリーなどの商品が開発されております。写真左側は、地域で生産されました米を原料とした米粉パンの製造と販売に取り組む綾町の農業生産法人、写真右側は、食品産業と連携いたしまして、地域の農産物を活用したカレー、ドレッシング、

ジャム等の商品開発を進めます美郷町の企業グループを紹介しております。

続いて、8ページをお開きください。③の課題と今後の展開方向といたしましては、まず課題でございますが、魅力ある地域資源の掘り起こしや磨き上げのための支援体制の構築、さらにはそれを新たな事業展開につなげることが重要となっております。このため、今後の展開方向といたしまして、売れる商品づくりのため、素材のよさを生かす加工技術、高水準の品質管理の導入、さらには6次産業化へ向けた地域共通の場づくりを進めますとともに、新事業展開に向けまして、労働力の安定確保等に対する支援を行うこととしております。

次に、(4)の地域の魅力を生かした都市と農村との交流の取り組みでございます。①の取り組み内容でございますが、都市と農村との交流を進めるため、グリーンツーリズムを推進しておりまして、農家民宿の開業や体験プログラム作成など受け入れ体制整備へ向けまして、アドバイザーの派遣のほか、地域の協議会や団体の活動に対する助成等の支援を行っております。

②の取り組みの成果でございますが、こうした取り組みによりまして、農家民宿の開業が着実に進みますとともに、地域独自の体験交流プログラムの作成など受け入れ体制の整備が進みつつございます。取り組み事例といたしまして、写真左側は、西都市グリーンツーリズム研究会によります子供農山漁村交流プロジェクトでの小学生の受け入れの様でございます。なお、諸塚村観光協会も子供農山漁村交流プロジェクトの受け入れ団体として認定されております。写真右側でございますが、小林市、えびの市等で構成いたします北きりしま地域観光促進協議会によります農業体験の状況を紹介してござい

す。

③の課題と今後の展開方向でございますが、課題といたしまして、グリーンツーリズムの実践者の人材育成、地域ぐるみの受け入れ体制の整備などを充実強化いたしますとともに、グリーンツーリズムに取り組んでおります県内各地域の連携を強化することが必要でございます。このため、今後の展開方向といたしまして、グリーンツーリズムネットワーク交流会と協力いたしまして、新たな人材育成に努めますとともに、観光関係団体とも連携いたしまして、ホームページ等各種メディアを活用いたしまして、情報発信を強化することとしております。県といたしましては、今後とも、こうした取り組みを総合的かつ積極的に推進いたしまして、中山間地域の農業・農村の一層の振興を図ってまいりたいと考えております。

地域農業推進課からは以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたらお願いいたします。

○高橋委員 2ページの(2)再生・活用すべき耕作放棄地ということで市町村調査の結果が出ているようですが、この中でちょっと教えてください。農用地区域内の要活用農地が1,151ヘクタール、農地として活用しない面積が365ヘクタールということですが、意味の確認です。再生・活用すべき耕作放棄地——農用地区域内に全体で耕作放棄地が1,516ヘクタールあって、要活用、活用すべきですよというのが1,151、これは当然だと思うんですが、農地として活用しないという意味は、どういった条件で365ヘクタールというのが示されたんでしょうか。

○山内連携推進室長 農用地区域というのは、今後、相当期間、農地として確保していくとい

という説明でしたね。整備をやられるわけでしょう。

○山内連携推進室長 再生整備しなければならぬということですよ。

○坂口委員 絶対必要だと思うんです。抜根とかで金が、相当投資が要ると言ったけれども、消毒、防除したとき、そういうところにすべて逃げ込んでいるんです。防除が終わったら病害虫でも何でも出てくるとか、特に有害鳥獣といっていますけれども、あれが隠れてずっと通れる場所があることで出てくるんです。今言われたように、投資がかなり要ると言ったけれども、しっかりした線引きが必要で、内部に絶対そういったところを発生させないというのは、費用と効果を抜きにしてやっていかないといけないと思うんです。それをやられるんならいいですよ。

○山内連携推進室長 2ページのアのところにもございますように、農地法の改正によりまして、耕作放棄地を農地として有効利用を徹底することが基本になってございます。御指摘のように、優良農地の中に存在する耕作放棄地というのは地域営農に大きな悪影響を及ぼしますので、これにつきましては、年1回、農業委員会が調査を行い、この活用について指導を行い、法的には、知事の裁定に基づく供託で利用権の設定が可能というか、最終的に確保すべき農地はここまで持っていくというような制度の仕組みになってございますので、こういった取り組みをきちんと進めていかなければならないと思っております。

○押川委員 関連でありますけれども、私の地元近所でもそういう放棄地が相当あるわけなんです。今、高橋委員からも出ていましたけれども、専業農家がいなくなり、そして山合いの

谷間、道路から100メートル行かないうちに、こういう状況というのは農村部どこでも広がっているわけです。農振地からの除外というのに相当時間がかかっているように私は思っているんですが、先ほど除外もするということでありませうけれども、農振地除外というのはどのくらいでできるわけですか。

○三好農村計画課長 耕作放棄地関係の除外につきましては、一般のいわゆる農振の除外と一緒にありますけれども、耕作放棄地等の除外、例えば赤に判定されたとかというようなものにつきましては、基本的には全体見直しの中でやるということをお前提として協議を進めております。

○押川委員 期間はどのくらいですか。

○三好農村計画課長 除外につきましては、通常であれば最低でも2カ月という状況になっております。

○押川委員 申請すれば2カ月ぐらいで除外になるという理解でよろしいですか。

○三好農村計画課長 基本的には、農振の除外については最低2カ月程度かかるというふうを考えております。

○押川委員 農用区域内の活用ができないという面積は、年々ふえていると思うんです。農業委員会の方々が地域ごとに農地復元ということで頑張っていらっしゃるわけでありませうけれども、恐らく放棄のほうが多くて追いつかないんじゃないかという気がするんです。このことを抜本的にどうするかということで議論していかないと、とてもじゃないが、こういう事業を組まれてもなかなか復元は厳しいんじゃないかなということでは私が見ているんです。だから、中山間地の特に放棄地あたりの対策をどういうものでやっていくかということをしていかないと、水がないから、以前は水稻等を栽培してお

りましたけれども、水がない天水地帯のところからだんだんこういうふうには活用ができなくなってきているというのが今の現状なんです。実のなるものであれば猿害等なり有害鳥獣からの害に遭う。猿が出てきたり、どうしたりするというので、なかなか難しいところが今残っておるのではないかなという気がするんです。今後、農用地区域内のこういう活用されない農地というのは相当出てくるんじゃないかと思えますけれども、県内を見られてどうというふうに皆さん方は考えていらっしゃるでしょうか。

○山内連携推進室長 例えば、2ページの耕作放棄地全体調査の要活用農地が1,151ヘクタールございますけれども、20年度からの経緯で見ますと、委員御指摘のとおり、農業委員会等が実態調査をやっておりますし、また新たにふえてきているようなところも含めまして、219ヘクタールほど増加してございます。ただ一方で、再生整備の解消によりまして277ヘクタールということで、現状としてこの1年間を見れば、解消整備のほうを上回っているというところではございますけれども、そういった中でも、耕作放棄地等は、耕作放棄地発生の抑制という対策をきちんと打たない限りは伸びてくるというか、そういうような実態にあるかと思えます。ですから、最後に私が申し上げましたように、再生整備をすることも必要でございますけれども、いわゆる発生を抑制する、そういった取り組みを総合的に講じる必要があるというふうに考えております。

○押川委員 まさしくそのとおりだろうと思うんです。活用する方向の中で整備は続くけれども、整備した後、数年すると、またもとに戻ってしまう。なぜかという、やはりその活用がないからということでもありますから、そこを活

用する人たちをどういう形で集積するかということに行政あたりも自治体と一緒にさせていただいて、農地が簡単に借りられるような仕組みの中でそこらあたりを生かしていかないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますので、要望としますけれども、そういう形の中でいろんな取り組みをしていただければありがたいと。簡単に借りられるような方向の中で、そして借りた側も貸した側も何らかのメリットというものが出てこない、なかなか借り手が今いらっしゃらないのではないかなというふうに私は思っています。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。

○緒嶋委員 相続等で農地を取得した非農家がふえている。やはり日本の相続制度が均等相続ということであるので、そういうものがある以上は非農家の所有というのはますますふえて、それが耕作放棄地になっていくんじゃないかなと。基本的には、その耕地で所得が上がらない、採算に合わないから、どんどん放棄地になっていくわけですね。収益が上がれば放棄地にする必要はないわけです。この辺を基本的にどうするか。その耕地からいかに所得を上げるかということが解消されない以上は、また猿やイノシシ、シカの害まで来れば、つくってもメリットがなければ、これはふえる。森林の未植栽の解消よりも耕作放棄地解消のほうに困難だというふうに私は思っておるんですが、そういうようなものを含めて、これは総合的に取り組んで、農業の将来の方向性をどこに持っていくかということを考えて、農業で食えるような農業にならない限り、これはとてもじゃないが解消にはならんのではないかな。農業委員会が調査をする、義務化と言っておりますが、調査した後はどう

なるわけですか。対象にしておりますが、放棄地はやはりふえておる。農業委員会が具体的に対策をどういうふうに立てるかということも明確にしていかなければ減らんのじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうなっているわけですか。

○山内連携推進室長 農業委員会の取り組みの流れでございます。農業委員会の耕作放棄地に対する取り組みにつきましては、資料にありますように、まず、年に1回、期間を定めまして、農地の利用状況の調査等を行います。次に、その際に、耕作放棄地化している土地につきましては、所有者に対しまして農業委員会のほうから指導を行います。さらに手続的には、例えば所有者等に対しまして、遊休農地である旨の通知を行いながら、所有者につきましては、遊休農地の利用計画を農業委員会のほうに届け出すというような流れになります。しかしながら、例えば所有者がわからないといったような農地につきましては、最終的には知事による裁定等を行いまして、利用すべき者への権利の設定という措置もございます。

○緒嶋委員 これは相当、指導と支援がなければ解消にはつながらないと思いますし、今、中山間地では、中山間地域等直接支払制度が相当有効に機能しているのは間違いありません。この制度は、中山間地でこういう放棄地を解消するというのであれば、もうちょっと条件を緩和しながら——県全体では、中山間地と言われておっても、その取り組みがなかなか進んでいない市町村もあるわけです。そういうことを含めたら、この充実をもうちょっと図っていかねば、なかなか全体的な解消にもならないというふうに私は思うわけですが、そのあたりはどういうふうに県のほうは考えておられますか。

○山内連携推進室長 御指摘のように、耕作放棄地面積が2,555ヘクタールというところで説明いたしましたけれども、例えば中山間地域等直接支払制度が広範囲に行われております西白杵地区におきましては62ヘクタールというような、全体の農地面積のシェアの中でも低い数値ではございまして、その点は支払い制度等の施策がかなり有効に活用されているのではないかなというふうに思っております。

○緒嶋委員 西白杵は、財産というか、土地を守りたいという農家の意識も強いものがあるかと思うんです。畦畔なんかも含めて物すごくきれいに整地というか、草刈り等もされておまして、そういう点ではもうちょっとほかの地域にも条件を緩和してでも中山間地域等直接支払制度みたいなことで——これは国土保全という視点もあると思うんです。国を守っているということにもなるわけなので、これは国のほうにも、我々もですが、強く要請してこの充実を図っていく中で、国土全体を荒廃から守る。また、有害鳥獣の被害防止にも相当貢献している面もあるわけです。そういう意味から含めた場合には、この充実等も図りながら、また農業を守るという形の中で相続制度ももうちょっと——本当に専業農家で頑張っておる人も、相続で分割されれば専業農家としてもやっていけんようになるわけです。そういうことを含めたら、制度そのものの問題も含めて議論していかなければ、ますますもって非農家の農地のシェアが広くなる。専業農家の規模拡大とか言いながらも、ある意味では、農地法が逆に規模拡大を阻害する要因になっている面もあるわけです。そういうことを含めた場合には、この対策というのは国に向けても強く要請していかなければ、県段階だけでは難しいんじゃないかという気がします

が、そのあたりの認識はどう持っておられますか。

○山内連携推進室長 例えば、さきの2005年のセンサス、これも5年前になりますけれども、これで販売農家のうち65歳以上で後継者のいない経営耕地面積というのが県内に8,500ヘクタールほどございます。全体経営耕地面積の18%ぐらいということで、この時点から5年間過ぎておりますので、耕作放棄地の予備軍といえますか、相続等で権利設定の複雑な農地の予備軍がそれぐらいございます。ですから、今後は、こういった農地が県内全体の農地の中に点在しているということの課題を大きくとらえまして、対策を練っていかなければならないというふうに思っております。また、国におきましても、さきの基本計画の見直しの中で、今後、農地を農地として確保していくには耕作放棄地の解消を行うということで、12万ヘクタールほど再生整備を図っていこうとしておりますし、そういった動きの中で、農業県たる本県は、現在、統計で6万9,300ヘクタールほどの農地でございますけれども、これを確実に次の担い手へ引き継いでいく対策を総合的に進めていく必要があるというふうに考えております。

○緒嶋委員 今度、国のほうでも米の戸別所得補償方式を取り入れるということで頑張っておられますけれども、本当にそれが所得補償に将来的になっていくのかどうかということでも我々は危惧の念を持っておるわけですので、本当に所得補償ができれば、耕作放棄地なんかになる面積というのは減ってくるわけです。ところが、本当の所得補償にならないから、ますますもってこういうような耕作放棄地ができるわけですので、この辺も総合的に含めながら、日本の食料の自給率が今40%という中で、本当に50

%になるのか、60%になるのかという将来展望も考えながら、このことを考えていかなければ、耕作放棄地の解消は不可能と言ってはちょっと言い過ぎかもしれないけれども、そのような懸念を持っておりますので、このことを中心に、中山間地の振興もあわせて県全体の農業振興という面でも積極的に取り組んでもらいたいということを強く要望しておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしく願いいたします。

○岩下委員 商品ブランド認証ということで県内で34商品・76産地と、6ページに出ておりますけれども、ブランド化と我々も話をよく聞かなくてはなりませんけれども、その要件とか手続関係についてお聞きしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○加勇田ブランド・流通対策室長 商品ブランド認証制度でございますが、平成13年度からスタートした制度でございます。基本的には、それぞれの産地でこういった商品をブランドにといったような特徴のあるものを申請していただきますけれども、その前段としまして、私どもブランド推進本部を県と経済連で構成して進めておりますけれども、そういった中で候補品目といえますか、そういったものについても一応ピックアップしております。そういった中で、各JAさんとか地元の方々にも御相談し、これをブランドにという合意ができれば申請をしていただくということになります。

基本的には、県のブランド品目ということになりますので、ブランド品目の要件といえますか、そういったものをある程度決めさせていただきます。その中にこういった特徴があるのか、セールスポイントは何かといったことも含めて、あるいは安心・安全の面、栽培法であるとか、

特徴、そういったところ辺もある一定の要件をかけさせていただきます。生産者から見たら、こういった取り組みをすれば商品ブランドになるんだといった生産の目標といたしますか、そういったものとしても位置づけ、それから消費者の方々から見たときは、いい商品なんだなといった購入の一つの目安となる、そういったような目標——生産者の目標でもあり、消費者が買うときの一つの目安になるといったところが商品ブランドでございますので、その特徴や要件は一定のもので決めさせていただきます。

要件につきましては、特徴がそれぞれ違いますので、それぞれの商品で異なっております。ただ、それを決定するに当たりましては、当然、地元もそうでございますけれども、県段階におきましても、途中で推進会議のメンバーでいろんな協議をしております。こういったものでどうだという最終案ができましたら、さらにまたそれを県内の産地の方々に、例えばキンカンであれば串間のはまゆうのほうにも、西臼杵のほうにもいろんな産地がございますが、そういったところに全部バックしまして、こういった要件でいきたいと思いますかといったような提案をしまして、それでオーケーであれば、きちっとした要件を決めさせていただく。そういった上で最終的に産地のほうから申請をしていただきまして、ブランド推進本部の委員会で決定をして認証するといった手続になっております。

○岩下委員 申請の数は県内でどれぐらいあるのか、それと出荷量、生産量も、何トン以上という条件があるのでしょうか。

○加勇田ブランド・流通対策室長 申請の数でございますけれども、もう10年ぐらいやっておりますので、現段階では1年に1つか2つぐらいしかないといった状況になってございます。

もう34ございますので、県内の主な品目についてはほとんど上がってきているという状況でございます。最終的な目標は36商品というふうに置いてございますが、既に34になっているといった状況でございます。

量的なものでございますけれども、それこそ品目で違いますので、それぞれの品目で量的な要件をかけるかかけないか、そういったことについては検討の段階で決めるということになるかと思えます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木覚市委員 米の値段が毎年下がってきている。そうしますと、特に小さい面積を持っている農家の方は、高齢とかあるいは機械の買いかえだとか、こういう時期になると、もうやめたいという声は確かに出てきているんです。私の近所でもかなりそういう方がいますが、そういうときに、その農地を貸すことはできるんですけれども、もう処分してしまいたい、売りたいけれども、値段がわからない、値段をだれがどういうふうに決めてくれるのかと、そういう話もあるんですけれども、農業委員会といっても土地の値段を決めることができるのか、農地の価格等はどうやって皆さん決めているんですか。わかりますか。

○山内連携推進室長 農地の値段につきましては、従来から農業委員会のほうで、例えば所有者から利用者のほうにあっせんというような行為が行われまして、近傍農地の標準的な取引価格の中で設定されているというような現状でございます。

○黒木覚市委員 以前、価格は農地もかなりしておりましたけれども、こういうふうに米の値段とか、耕作者が、つくり手が少なくなるとか、そうなりますと価格が急落しているんです。そ

ういうところが非常に見受けられて、今度はつくる方のほうが、いや、そんな値段ではとか、今の時代は始まってきています。やはり米の値段がもっと下がるんじゃないかという心配、あるいはこれだけ高い機械を買ってやれるのかという不安、いろんなものがあってなかなか価格の設定が、今ちょうど私もそういう人に会っているんですけども、売る人は少しでも高いほうがいい、買う側にしてみれば余り高く買いたくないと、両方の意見があるものですから、折り合いがその辺で非常に難しいかなという気がしているんです。今言われたように近所の評価とといいますか、土地の評価はどれぐらい、そういうものが例えばその市町村で示されるのかどうか、その辺はできることがあるんでしょうか。

○山内連携推進室長 農地の価格等につきましては、従来から農業会議のほうで調査等いたしまして、参考価格という形でお示ししているというような状況でございます。それから、確かに農地につきましては、田畑価格は年々下落する傾向にございまして、例えば30年ぐらい前まで、農振農用地内の中ぐらいの平地の田んぼで10アール当たり130万円ぐらいしておりましたのが、現状といたしまして、70万円程度の取引というようなところでございまして、いわゆる実需というか、需要に応じた価格の設定ということでございましょうけれども、こういった現状にあります。そういったことで価格の現状を農業委員会のほうで示していくという形になっております。

○黒木覚市委員 確かに、売りたい方は昔の土地の感覚が残っているんです。昔はこのくらいはしていたんだがという気持ちがいままで残っている。それが抜けきれないのが現状で、そういう標準的な価格とといいますか、今はこう

いう状況ですよというのはやはりどこかで知らせるほうがいいのかなと。そうすると、ああ、そうかと、これぐらい下がっているというものがしっかりわかれば、両方が安心してできるのかなという気がします。わかりました。それでいいです。

○押川委員 相続で非農家が所有の中で都市的地域での増加が99ヘクタールということになっているんですが、もう少し詳しく状況を教えてくださいたいと思います。

○山内連携推進室長 2000年から2005年の農林業センサスで耕作放棄地というのが5年間で240ヘクタールほどふえているわけですけども、宮崎市あるいは清武町、日南市、都城市、高鍋町、延岡市、日向市というのが地域区分で都市的地域にセンサス上、区分されるわけですけども、これが230ヘクタールのうち99ヘクタールを占めるということでございます。

○押川委員 この中で、俗に言う青地、白地等の区分あたりはわかりますか。

○山内連携推進室長 これは農林業センサスの数値でございますので、青地とか白地の区分での調査ではございません。

○押川委員 それによってもかなり、放棄地にするかしないかというのも影響が出てくると思うんです。やはり白地であればほかのものに転用して売れるわけですから、農地としてはなかなか売れないということになってくるでしょうし、できればこの対策としては、長男か次男が家をとって、兄弟に相続として農地を分けるわけでありますから、何らかの形でそこに対策を打っていかないと、この状況というのはやっぱり続いていくと思うんです。農村であれば農業で生活するわけでありますから、相続の中でも話し合いの中で解決する部分は多いんですけれ

ども、都市の中ではそこらあたりがなかなか難しいんだと思うんです。だから、青地、白地の比率を聞いたところなんですけれども、センサスはそうですけれども、今後そこらあたりまで調査をかけていただくといいのかなというふうに思いますから、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、花卉の中山間地での栽培で、西米良村がカラーピーマンをやっているわけですが、ほかの地域での広がりとか、そういうものはないものか、ランタンキュラスにおいても同様なことはないのか、できれば反当たりの所得までわかればお聞きしたいと思います。

○郡司農産園芸課長 まず、西米良のカラーピーマンの話が出ました。これは西米良で7戸の生産者が1.5ヘクタール程度やっています、1,000トンぐらい上げています。6,000万円ぐらいになるといいますから、割り戻すと1人で900万円ぐらいですけれども、一番上げている方が販売額で1,400万円程度いくということで、雨よけのハウスになりますので、所得で532万円という数字が、試算ですが、出ています。かなりいい所得になっているのかなと思ったりしているんですけれども、やはり夏場の冷涼な気候を逆に生かしたというところが一つの特徴だと思います。それと、平場の産地とのリレーということで、しっかり周年出荷ということを実現した中でこの産地が生きているのかなと思います。他産地への展開というところでは、パプリカを五ヶ瀬あたりでもやろうという動きが出てきていますので、少しずつはこういう取り組みが広がってきているのかなと思います。

ランタンキュラスについても御質問がございましたが、ランタンキュラスは日本一の産地を目指

そうということで事業も組みました。今、2.5ヘクタールということで、1億円を超えている状況にあります。西臼杵地域から入りましたけれども、これが西諸や東臼杵のほうにも広がってきているというふうな状況で、期待はできるんだろうと思っています。いろいろ事業でもてこ入れをしていますので、ますますここは頑張っていきたいところだと思っています。

○押川委員 カラーピーマンにおいては、先ほど言われたように、西都の平場との連携の中で、特に夏場はこういうものがないということで、周年栽培の中で周年出荷、これがやっぱりいいところだと思うんですけれども、西米良ではこの増反というか、ふやそうというのはいないのでしょうか。近くの中山間地あたりで協力体制がとれるとかいうものがあるのであれば、これだけの夏場の所得があれば、かなり中山間地でもいいんじゃないかなという感じがしておりますので、取り組み等があればお聞きしたいと思います。なければ結構です。

○郡司農産園芸課長 現在は、天包山のハウス団地を中心に7戸の方がやられているということです。急激に面積を広げるのはなかなか中山間地域の立地では難しいんですけれども、適地があれば、需要もしっかりあるということです。一方では、C級品については加工ということでの付加価値づけもやっていますので、適地があれば広げていきたいというふうに考えます。

○緒嶋委員 今、日本の1人当たりの米の消費量は60キロを割ったということですね。しかし、御飯を食べない人は、めんもありますけれども、パンを食べるわけです。そうすると、パンというのは小麦で主にできるのが多いんですけれども、それを米粉パンの方に持っていくことによって御飯の消費からパンになったように米をいか

に活用するかということでない、今後ともますます米の生きる道はないと思うんです。そうすると、今度の一般質問、代表質問でも出ましたけれども、米粉パンをいかに人間の食感に合った形の中で多くふやすか。米の消費量がふえなければ米の価格にも影響するわけですし、耕作放棄地にも影響するという面もあるわけですので、米粉パンを宮崎県ももうちょっと力を入れて、米粉パンをつくる機械の問題もあるわけですが、このあたりの熱意というか、県の取り組みが弱いんじゃないかなという気がしてならんわけです。6次産業も含めて、これにもうちょっと力を入れていく。米の消費拡大も含めた全体的な食生活の多様性に向かったの努力をするという姿勢がないといかんのじゃないかと。給食なんかでも米飯給食をとということも必要だけれども、米粉パン給食というのでもいいわけですので、そういうあたりの努力をもうちょっとやるべきだと思うんですけれども、どうですか。私から言えば、このあたりの努力がまだ不足しているという気がしてならんのですけど。

○郡司農産園芸課長 全体の需要については、御指摘のとおり、年間に日本人が食べる量は60キロを切ったわけです。お茶わん1杯を75グラムということで計算しますと、2.2杯という数字です。3食食べるとして、1食まではいきませんが、パンを食べたり、うどんを食べたり、あるいは焼酎で済ませたりという方々がふえているということが今の現実だろうと思います。そういう中で、おかわりを一生懸命やろうということも大切ですが、急にふえるということが難しいのであれば、御指摘のとおり、米粉のパンあたりをターゲットにするというのは重要な視点であろうと思います。今、米粉に

ついては、米粉ビジネス検討会みたいなのをつくって一生懸命やっちはいるんですけども、まだまだだという御指摘で、頑張らなければならないと思っています。学校給食に向けては、米粉パンということで22年度は学校給食で約40トン使うようなことで一生懸命やっちはいて、取り組みは割とうちの県は早かったんですが、今、全国で言うと7番目の使用量というふうなことになっています。本会議で御質問もありました熊本が1番になっているんですけども、県内の供給体制が不備だという御質問でございました。ここらあたりも含めて米粉――米の違った面での利用については今後、力を入れていかなければならない、食生活に合わせた形で頑張っていかなければならないと考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○高橋委員 先ほど耕作放棄地の中で、売買ということがありましたが、今、過渡期に来ていると思うんです。米の値段が急激に下がってきている。一方で所得補償もあるんですけども、ちょっと不確定な部分もあったりして、言いたいことは、いっそ手放したいという方々がふえているような気がするんです。というのが、米の値段が下がっているものですから、兼業農家、いわゆる土地改良負担金があるでしょう。圃場整備した負担金がある。これを米で賄えないらしいんです。機械がなくて委託するから、委託料とか払ってしまって、赤字だから、もう田は手放す、買ってくださいということを日南ではかなり聞きます。そういう実態をしっかりと把握して、今、タイミングだと思うんです。調査をして、そこら辺の連携をとって、ここにちゃんと耕作放棄地の推進体制の組織もあるわけですから、やっぱりそこをしっかりと把握して、素早くしないと、そういうところが放棄地になって

しまうような気がするんです。これは意見です。よろしく願います。

○宮原委員長 意見ということですので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、ないようですので、私のほうから1つだけ質疑をさせていただきたいと思いますので、委員長を交代します。

この特別委員会は各部に全部来ていただいているところなんです、中山間地の振興に対しての条例の検討をしているところでもあります。そこで、いろいろ意見が出たところなんです、予算の確保であったり、いろいろ出た意見とか、そういったものの中山間地の継続的な支援ということに条例をつくることで影響があるのかなのかということなどをまず部長にお聞かせいただきたいと思います。

○高島農政水産部長 中山間地域というのは、結局、農業とか、作物だけではなくて、いわゆる国土の保全という重要な位置づけの中で物事はすべて考えていかなければならないんじゃないかと、今日におきましては、そういう観点で、条例の中身についてはわかりませんが、中山間を支援するような枠組みができれば大変ありがたい、そのように思っております。

○宮原委員長 ありがとうございます、

ほかにないですね、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においでいただきました。本日は、前回より持ち越しとなっております木材価格の現状を初め、オフセットクレジットや木質バイオマスなど、森林資源に新たな付加価値を与え、森林資源をフル活用するための取り組み等についての御説明をお願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

特別委員会資料の表紙の目次をごらんいただきたいと思いますが、本日の説明事項は3項目あります。まず、県産・外国産木材価格の現状について、2番目に、森林資源をフル活用する取り組み（木質バイオマスの利用等）について、3番目に、森林資源に新たな価値を与える制度についてという3項目でございます、詳細につきましては、みやぎきスギ活用推進室長、計画指導監から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小林みやぎきスギ活用推進室長 環境森林部の委員会資料の1ページをお開きください。大変恐縮ですが、一部、資料に誤りがございましたので、御訂正をお願いいたします。1ページの一番下の表の「柱材」という字の後ろに「集」という字がございますが、こちらは不要になりますので、削除願います。かわりに、最下段に「成材」とありますが、「集成材」というふうに記入いただきたいと思います。

それでは、改めまして、1の県産・外国産木材価格の現状について御説明いたします。価格の現状を御説明する前に、参考で示した木造住宅の構造材における部材別シェア及び国産材と外材のシェアについて触れたいと思います。まず、部材別シェアといたしましては、住宅には

一般的に20～30立方メートルほどの木材が使われておりますが、そのうち柱材には16%が、はり・けた用の横架材には28%が使われておりますように、柱・横架材は住宅における主要な部材であると言えます。また、国産材と外材のシェアにつきましては、柱材の6割が国産材である一方、横架材では外材が9割以上を占める状況でございます。

それでは、上のグラフに戻りまして、木材価格の現状について御説明いたします。図の1には、平成20年1月からことし7月までの柱の製材品価格の推移を示しております。製材品にはグリーン材と乾燥材がありますが、ここでは市場ニーズの高い乾燥材の価格について取りまとめております。まず、杉乾燥柱材と競合関係にありますホワイトウッド集成管柱、これは主に欧州から輸入されるものですが、その価格、黒い印の線でございます。平成21年後半から22年4月にかけて、住宅着工の冷え込みに伴う木材需要の急減、それから為替変動の影響によりまして、下落傾向にありましたが、その後、フィンランドなどの伐採抑制による供給不安がございまして、平成22年7月には5万6,000円と、前年より1万1,300円ほど値上がりをしております。一方、杉乾燥柱材の価格、白い印の線でございますが、平成21年5月にホワイトウッドの値下がりによりまして、平成22年7月には4万7,000円と、前年より2,000円上げている状況でございます。

次に、図の2には製材品価格、横架材の現状が示されています。ここでは主にははり・けた用に使用されている平角市場で競合する米松乾燥平角と杉乾燥平角の価格の推移を示しておりますが、米松の乾燥平角の価格、黒い印の線につきましては、為替変動の影響から下落傾向にあ

りましたが、こちらも最近になりまして、供給地のアメリカの製材工場の減産を受けまして、22年7月には5万円と、前年より3,000円ほど値を上げております。一方、杉乾燥平角の価格、白い印の線につきましては、21年2月から6月にかけて、米松の下落に引きずられるように値を下げましたが、平成21年6月以降、4万8,000円と変動はございません。

以上のように、国内の木材価格の変動につきましては、外材が主導権を握っている状況でございます。このような中で、資源が成熟している県産材のさらなる需要拡大に取り組んでいくためには、外材が市場のほとんどを占めているはり・けた分野での需要拡大が重要でありますから、立木の伐採、木材の搬出、加工・流通における各分野でのコスト削減に取り組むとともに、乾燥材等の品質、性能の確かな製品の安定供給体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページの森林資源をフル活用する取り組み（木質バイオマスの利用等）についてであります。まず、(1)木質バイオマスの現状でございますが、表にありますように、本県では1年間に約87万トンの木質バイオマスが発生してございまして、そのうち製材残材や市場残材などについては、約7割以上が畜産敷料のおが粉やボイラーの熱源として利用されているところであります。しかしながら、森林内に放置されている間伐材など、全体の3分の2を占める林地残材につきましては、収集・運搬コストが高く、採算に合わないなどの理由によりまして、利用されていない状況でございます。このため、(2)の課題としましては、①にありますように、林地残材の効率的な収集・運搬システムを構築し、コスト低減を図るとともに、②

にありますように、エネルギー等多様な分野での利用促進のための施設整備を進め、木質バイオマスの利用拡大を図る必要があると考えています。県といたしましては、(3)の対策の①にありますように、モデル地域である日向市や小林市におきまして、林地残材の効率的な収集・運搬のための実証事業や、林地残材の山元でのチップ化によるコスト削減に取り組むとともに、バイオマス加工施設へのC材などの低質材を安定的に供給する体制を構築するため、森林組合、素材生産事業者が連携して行う間伐材等の安定的供給の支援を行っているところでございます。また、②にありますように、多様な分野での利用促進を図るため、小林市の宮崎ウッドペレットや延岡市の谷明産業などペレットやチップの加工施設や製材工場、温泉、福祉施設等の木質ボイラーなどの利用施設の整備を支援するとともに、農業分野におきましても、国の補助事業等を活用いたしまして、農業ハウス用ペレットボイラーの導入を進めているところでございます。農業ハウス用ボイラーにつきましては、環境森林部といたしまして、二酸化炭素の排出量取引を活用いたしまして、山元に利益を還元するためのモデル事業など、J-VERへの取り組みを行っているところであります。近年、化石燃料の代替としてのエネルギー利用による地球温暖化防止への貢献を通じまして、低炭素社会の実現にも資することから、今後、一層、木質バイオマスの利用拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐藤計画指導監 私のほうから、3ページの森林資源に新たな価値を与える制度について説明させていただきます。

まず、(1)のオフセット・クレジット制度についてでございます。①の制度の概要でござい

ますけれども、オフセット・クレジット、これはJ-VERのこととございますけれども、これは環境省が平成20年11月に創設したものであり、国内の温室効果ガスの排出削減・吸収に係る自主的な取り組みを促進するために、認証機関によって認証されました二酸化炭素の排出削減量・吸収量をクレジット化し、それを発行、取引するものであります。このことは、二酸化炭素の削減や吸収につながる行為に経済的・社会的価値を付加することによって、地球温暖化防止はもとより、森林整備の促進等も期待されるところであります。なお、J-VER以外にも排出削減量をオフセットする制度といたしましては、国内クレジットなどがございます。

次に、②の県内での取得状況でございます。まず、アのオフセット・クレジットにつきましては、表にございますように、住友林業、諸塚村、鹿島建設の3者が申請しておりまして、住友林業と諸塚村は既に認証済みとなっております。鹿島建設につきましては、まもなく認証される予定と聞いているところでございます。次に、イの国内クレジットでございますが、国内クレジットとは、中小企業が実現した二酸化炭素の排出削減量を環境省が認証し、それをクレジットとして発行いたしまして、大企業との間で取引するものであります。県内では、表にありますように、5者が申請し、持永木材以外は既に認証済みでございます。この5者はすべて木材加工、製材をなりわいとしておりまして、木材の人工乾燥機の熱源として使用していた重油を木質バイオマス(木くず)に転換するものでございます。ウの企業による森林づくりでございますが、本県では、平成18年度から森林環境税を活用して企業による森林づくりを推進しておりますが、実施に当たりましては、企業が

行う植栽や間伐などの森づくり活動をCO₂吸収量として評価し、県が認証を行っているところであり、平成21年度末までに旭化成など13企業が71ヘクタールの森林整備に取り組みまして、二酸化炭素の吸収量は、これは協定期間中の累計でございますけれども、2,791トンを見込んでおります。

次に、(2)の森林認証制度についてでございます。まず、①の制度の概要でございますけれども、森林認証は、森林が環境に配慮して適正に管理され、持続可能な森林経営を行っていることを、中立的な第三者機関(民間)が客観的に評価いたしまして、認証する制度で、そこから生産される木材や木材製品の差別化を図ろうとするものでございます。

次に、②の県内での取得状況についてでございます。国内の森林で認証を取得しておりますのは、世界的な認証機関でありますF S Cと国内の認証機関でありますS G E Cの2つの認証機関によるものでございます。まず、アのF S Cでございますが、表にありますように、諸塚村と九州電力の社有林が認証済みであります。次に、イのS G E Cでございますが、表にありますように、宮崎県有林ほか7件が認証済みであります。県内の認証件数は両方で10件、面積で約3万8,000ヘクタールとなっているところでございます。

説明は以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたら、お願いをいたします。

○緒嶋委員 木材価格の現状ですが、今、円高ですね。こうなると、まだ入りやすくなる可能性はあるわけですが、国産の将来の見通しというのはどのように予想されておりますか。

○小林みやぎきスギ活用推進室長 木材価格の見通しという御質問でございますが、現在のところ、円高の進行は進んでおりますけれども、産地のほうでも価格の値上げを進めているという状況でございます。今のところ、ヨーロッパの製品価格も上がっているという状況でございますので、産地側がその差を吸収するような形で進んでいるというふうに思っております。柱材等につきましては、競争力を確保していくのではないかと考えています。ただし、この円高が長期間に及びますと、委員が危惧されるような状況を招くとも限りませんので、そこら辺は推移をよく見守ってまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 国も木材の自給率を50%にしたいという中では、円高という動きが、国際的な動きというのがかなり大きな影響を占めるし、国の政策として、どれだけ公共建築物を含め、木造化を進めるかというような、そういう両面的なものがうまくいかんと、自給率を上げますといっても、食料自給率と同じでなかなか上がらないというふうに思うわけです。推移を見守るというよりも、やはり県としては公共建築物の木造化を進めるという姿勢でないと、推移を見守るということは、言葉としてはわかるけれども、実質的には何もしないということですね。そういうことじゃなくて、こういうものの中では、いかにして国産材の、宮崎の場合は県産材の需要を高めるか、特に県の立場であれば公共的な建物について積極的に進める、そういう基本的な姿勢がなければ、これはうまくいかんと私は思っています。見守ることはやめていただきたい。積極的に需要拡大に努力するという姿勢が私は一番必要だと思うんですが、やっぱり見守るわけですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 厳しい御意見、ありがとうございます。県といたしましては、現状におきまして、外国産の価格のほうが上にあるということですから、攻めどきであるというふうには考えております。この機会に山側の供給コストの削減を進めるとともに、住宅分野を初めとする需要分野の拡大、価格競争力があるわけですから、これらを強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 今言われたとおりならよかったんですけれども、見守ると言われたものだから、私はそういうふうに言ったわけでありますので、努力していただきたいというふうに思います。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○押川委員 二酸化炭素の排出削減の意味からも、農業ハウス用ペレットボイラー、8基でありますけれど、今後の見通しとしてはどのような方向なのでしょう。

○小林みやざきスギ活用推進室長 農業用ハウスボイラーにつきましては、昨年度1基ふえて、7基から8基になったという状況にございまして、農業用ハウスボイラーにつきましては、やはり地球温暖化防止の観点から非常に有効であるというふうなことがございますので、今後とも、農協の皆さんと意思疎通を図りながら、できるだけその導入を進めてまいりたいというふうに考えております。

○押川委員 ペレットをつくるための材として、林地残材あたりも恐らく活用されるのかなと思いますけれども、材として今後、供給あたりはあるんでしょうか。拡大していけば、それなりのペレットも必要になってくるわけですが、そこらあたりを教えてください。

○小林みやざきスギ活用推進室長 資料でも御説明いたしましたが、通常の木材と同じように

収集・運搬をしようとするすと、コストが高くつくといったようなことから、これまで利用が進まなかったわけですが、現在、対策の中でも取り組んでおりますように、山から伐採をいたしまして、林道の近くに木材が捨てられている、そういう端材がございまして、そちらのほうをできる限り工場のほうに運びまして、ペレットの原料とさせていただきたいということで取り組みを進めております。こちらのほうでしたら、生トン当たりで5,000円から6,000円ほどで生産できるといったようなデータもございまして、さらにコストの低減を進めながら利用拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○田口委員 きょうの朝、「がっちりマンデー」という番組がありまして、樹木のおもしろい取り組みをしているところがありまして、多分見た方も何人かいらっしゃるかと思いますけれども、要するに、林業でユニークな取り組みをしてもうけているところでしたね。あの中で、本県もおもしろいんじゃないかと思うのは、尾鷲市の製材業者がやっていたが、高温で乾燥させると木がもろくなって香りもなくなってしまふ、45度の低温で長時間の乾燥をすると香りも非常によくて、逆に強さも増すというのが出ておりました。私は林業をよく知らないものですから、見ていて非常に感心をしました。そして、値段も全然違ふと。少量の生産なのかもしれませんが、本県も、製材した時点で何か付加価値が高まるような取り組みをされているんでしょうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 尾鷲の低温での取り組みと並ぶような取り組みというとなかなか難しいんですけれども、高温による乾

燥といいますのは、表面の割れを防ぐ、そういう取り組みでございまして、県内の柱材を提供している工場は主にそちらのほうの取り組みをさせていただいているところがございます。それに対しまして、木の香りのする、お施主さんに訴えかけるような木材の生産といたしましては、諸塚村などが、山に木を切り倒して葉っぱをつけたまましばらく置いておく葉枯らしの生産というのに取り組んでおりまして、そういったものから製材をすると木の色もよく、香りもいい、そういったもので産直住宅などが組み込まれていて、消費者の皆さんに非常に喜ばれているというふうな取り組みがあるかと思いません。

○田口委員 諸塚村の取り組みというのは、ほかのに比べるとかなり高価に売れているということですか。どれぐらい高く、単純に比較して……。葉枯らしというのは、山にそのまま置いておいて乾燥させるということですか。新たに乾燥はしない、それだけということですね。

○小林みやざきスギ活用推進室長 こちらの取り組みにつきましては、山に葉っぱがついたまま置いておきますので、葉っぱから空気が自然に蒸発されるという機能を活用したものでございます。最低2～3カ月置いておくというものでございます。価格については調べたいと思いますので、ちょっとお時間をいただきたいと思いません。

○黒木正一委員 林地残材のことについてですけども、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業、あれに幾つかの森林組合が採択されて事業が行われていると思うんですけども、現状はどのようになっているのか、わかっただらお願いしたいと思います。

○徳永山村・木材振興課長 各森林組合が取り

組んでいるものだと思うんです。取り組む中身については、まだ掌握はできていないんですが、それぞれ組合で木質ボイラー用のたきぎを集めたり、その辺をやっておるようです。実績については取りまとめをしたいというふうに思っていますので、また御報告したいと思います。よろしく申し上げます。4組合ぐらいが実施しているんじゃないかと思いません。

○黒木正一委員 コストが高くてなかなか採算に合わないというもので、その中で新しい産業で雇用を創出するというのは非常に厳しいんじゃないかなと思うものですから、これが新しい雇用力を生んで継続していくというのは容易なことではないなと。よほど何らかの市場原理とは違った対策を打たなければ難しいんじゃないかと思うんですけども、そういった中で間伐ということになりますと、そういったものが概算要求の中に入っていると思うんですけども、所得補償制度に結びつくといえれば非常にハードルが高いんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○徳永山村・木材振興課長 委員御存じのように、さっき価格の中でもお話ししましたが、山から出てくるA材、B材、C材というのがありまして、皆様にお伝えしている木材価格というのはこの3つの価格の平均を言っていると。今それが9,200円ぐらいです。A材で言えば1万1,700円ぐらい、B材が8,500円、C材が5,500円、A材が5割、B材が4割、C材が1割、その平均でやっている。A材についてはある程度1万2,000円近くいきますので、B材、C材をどう活用して値段を上げていくか、森林所有者、山村の所得を上げるには一番ここが課題であろうということで、林地残材の利用につきまして

も、木質バイオマスが今現在動いているんですが、山側からの供給もなかなか整っていない、出口もまたなかなか見つからない、そういう状況にあります。小林のウッドペレット、谷明産業、とりあえず山側と加工場と出口、この3つである程度整備をしながら山元に返すという体制をつくらないと、施設だけ先にできてしまっても流れないという状況なので、まず物の流れを構築しながら、山村の、いわゆる森林所有者の所得向上を何か手を見つけていきたいと思っております。

黒木委員がおっしゃるように、所得をどう上げていくかという非常に難しい話なんですけど、大きな話をさせていただきますと、先ほど価格の説明をいたしましたけど、今までは製品価格が落ちますと、その落ちた分を製材工場が吸収しきらずに、それを山元に転嫁していた。上がったときは上がったのでそのままなんですけど、下がったら下がった分を今度は製材工場が持ちきらんということで、それを山元に転嫁してきた。そういう状況の中で、いわゆる立木価格、山村での所得が上がらないという状況であったわけですが、今、徐々に、本県の製材工場も規模拡大、技術革新をしまして、全国第3位の出荷量を持っているんです。今、製材工場が製品価格の下がった分を吸収できるような体力、技術革新がある程度できてきているかなということを思っているところです。まだまだ製材工場も十分ではございませんけれども、その辺をしながら……。それともう一点は、山元が市場を通さず直接製材工場へ持っていくというシステムも構築しております。平均価格が立米1,000円か1,200円ぐらい上がるというような方法でやっているところです。

最終的には何が大事かといいますと、どう山

元に、山村地域に所得として還元できるシステムをつくるかということでございますので、所得補償という手も一つあるんだろうと思いますが、本県は林業というのがまだ産業として動いていますので、その辺をもう少し構築していきたいというふうに思っているところです。答えになったような、ならないような、よろしいでしょうか。

○宮原委員長 ほかには。

○河野哲也委員 質問がダブるかもしれませんが、今、委員からあったように、木質バイオマス等の自然エネルギーを利用した6次産業等とか一つの方向であろうし、もう一つは、私も諸塚の調査に入らせてもらったんですけども、木材製品の差別化で産地の材を利用した建築というか、そういうのが一つの方向だと思うんですが、県内では諸塚以外にそういう取り組みをしているところというのはあるのかという確認と、近県でそういう動きをしているかということを確認したいんです。

○小林みやざきスギ活用推進室長 直接的な御回答になるかわかりませんが、例えば産直住宅のようなものでしたら、西臼杵の協議会等がございまして、消費地の皆さんを山側に御案内するなどして宮崎の山に関心を持っていただいて、付加価値をつけながら材を供給するといったような取り組みなどが見られます。

○河野哲也委員 諸塚もそうなんですけれども、その際、県側の支援というのは何か事業としてあるんでしょうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 ただいま諸塚村の取り組みにつきましては、特別な支援というものはさせていただいておりませんが、産直住宅につきましては、消費地側から、そういった消費者の皆さんを招いて山側の問題を理解し

ていただくとといったような観点から、普及事業のための支援をさせていただいているところでございます。

○河野哲也委員 今、成果的なものがわかるんだったら教えていただきたい。

○小林みやざきスギ活用推進室長 平成4年の段階では103戸でありましたものが、平成20年になりまして257戸といったようなことで、伸びてきている状況でございます。

○黒木覚市委員 その他になるかもしれませんが、木材を使ったビニールハウスの研究は農政と一緒にあってどの辺まで進んでいるのか、どこかやっているのか、例えば間伐材等を使ってビニールハウスをやろうというようなことがいろいろありましたが、何か進んでいますか。

○徳永山村・木材振興課長 今、設計等をやって、うちのほうにも相談に来ていますので、農政のほうと実用化できるかどうかを含めて検討を進めているところです。

○坂口委員 参考までになんですけども、宮崎の、特に杉の、建築材として、柱材とか横架材とか板材としての評価、価格、これは国内でどういった地位にあるんですか。

○徳永山村・木材振興課長 製品としての評価、乾燥技術も含めて、品質、量も含めてトップクラスといたしますか、製品も全国3位でありますので、国産材だけいきますと、北海道に次いで2位ということで、製品も宮崎杉ということで相当評価を受けているというふうに認識しております。

○坂口委員 最終的には価格ですね。

○徳永山村・木材振興課長 先ほど御説明しましたように、国産製品が、宮崎製品が高いとか、その辺がなかなか価格に反映しないというところに非常に難しいといたしますか、いわゆる宮崎

材がいいからといって値が上がるというような状況にないと。ただ、評判はいいんですけどという話のようなんです。宮崎材がほかの杉材に比べると価格がいいという話はそれほどはないという状況です。

○坂口委員 いろんな最終的に価値の決め方があるんでしょうけれども、柱材なんていうのは、同じサイズのものでも1本が7万、8万という柱もあれば、1万数千円ぐらいのもありますね。さっき言われたように、まず諸塚の葉枯らし材でのにおいの利点とか、よく新築祝いなんかに呼ばれていくと、においがいいな、それから色がいいなと、目が無節でとか、そういうのは確実に評価対象になっていますね。それは絶対、販売価格につながっていると思うんです。そういう視点から聞いたんですけども、県も取り組んで随分長くなっていると思うんですが、特に経済的な視点から見た飢肥杉の種類——県がこういったものを短期間で、例えば柱1本での中径木として将来やっていこうとするのか、あくまでも4つ割りぐらいの無節の柱で、ある程度長期にわたってやっていこうとするのかでも違うんだらうけれども、とにかく林家経営から見たときの有利な杉というものの選択です。太りが早くて短期間で20～30年で金にしておしまおうということなのか、あくまでも高い製材を出していこうとするのかで随分変わってくると思うんです。その特性の分析というのをたしか手がけられたと思うんです。

具体的には、飢肥杉の中にも、ガリン、タノグロ、トサグロ、キタゴウ、アカ、ナガエダ、アラカワ、たくさんありまして、それぞれ特性が違っていただけですね。それを宮崎は今まで一緒に宮崎飢肥杉ということでやってきたけれども、今後、いろんな公共事業への消費拡大と

か、規格化とか、特に構造計算なんかをやっていくときは、それぞれの特性をしっかりと分析して、将来もうかる杉は何なんだという方向というのは必要じゃないかなと思うんです。そういう視点から聞いたんですけれども、有利販売できる、単価として反映できるような木が育っているのか、育てさせているのかという、そこらなんです。

○徳永山村・木材振興課長 確かに、今、乾燥をやっているものですから、乾燥しやすい杉というのも飼肥杉の中にあるんだそうです。まだ確立はしていないようですが、この種類は乾燥しやすいとか、その辺もいろんな技術革新によって、材としてどこがいいのかというのがだんだんわかってきているようです。今後、造林、再植栽する場合はその辺を見きわめながらやる必要があるというふうに思っております。

○坂口委員 やっぱりそこが大切じゃないかと思うんです。太りは早い、しかし目が粗くて材にしたときは人気がないとか、太りは遅いけれども、すごく弾力性に富むとか、弾力性はないけれども、圧力に強いとか、色がいいとか、枝が付きにくいとか、そういったものを整理していかないと、今後、宮崎は飼肥杉なんですよと言っても、飼肥杉とは何ですかと。一人の人は色が黒いんですよ、一人の人は赤いんですよ、一人の人は曲げに強いんですよ、いや、もろいんですよと。それはやっぱり宮崎ブランドづくりにはつながらないと思うんです。そこらの整理というのが非常に大切じゃないかなという気がするんです。要望です。

○前屋敷副委員長 私もバイオマス利用のことでお伺いしたいんですけれども、林地残材が3分の2を占めるということなので、その活用が広がればもっと供給できるし、工夫をすれば低

価格で供給ができると思うんですけれども、この利用を見ますと、まだまだ広がりがない状況なので、もっとシェアは広がっていくのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 現在の取り組みにつきましては、平成21年から、この1～2年にかけてまして、バイオマスの取り組みについては急速に取り組んできているというふうに私としては考えているところです。将来的には、一つは宮崎ウッドペレットという工場が今年度内には完成すると思われませんが、そちらのほうには、完成しましたら年間で木材で8万立方からを加工していただけるといったような状況になっております。といったようなことから、かなりの量がペレットに使われるというようなことで、期待が非常に大きいかというふうに思っておりますので、これに向けまして、安定的に低価格で供給できるような体制を整えていく必要があるだろうというふうに考えております。

○前屋敷副委員長 有効活用できる手段ですので、利用をもう少し拡大していくといいですか、その辺のところに力を入れていただけるようお願いしたいと思います。

○小林みやざきスギ活用推進室長 先ほど葉枯らし材の価格について、評価の御質問がございましたけれども、ちょっと古くて平成17年のデータで恐縮ですが、原木丸太の取引の段階で約800円ほど高く取引されていたというデータがございましたので、御報告いたします。

○河野安幸委員 今、非常に話題になっておりますが、日本の山林を外国、特に中国から買いあさが来ていると。目的は地下水、水資源ということでございましょうが、そういう宮崎の事例はありませんか。

○佐藤計画指導監 今、委員がおっしゃいまし

たのは、北海道でそういう事例が新たに発覚したということになっておりますけれども、本県では2～3年、大きな取引、例えば島津産業とかございますけれども、はっきり外国資本というような事例は今のところございません。

○河野安幸委員 宮崎県としては外国資本の侵入の防止策というのは考えておられますか。

○佐藤計画指導監 現段階ではそれに直接結びつくような施策はございませんけれども、市町村に例えば伐採届が出てくるときとか、市町村のほうに届け出が出るんですけれども、山林でいきますと、1ヘクタール以上の売買の届け出があったときとか、そういう情報をなるべく収集できるような体制をとるようにして、水際でとめるような方法で考えていきたいと思っております。

○宮原委員長 委員長を交代します。

先ほど資料の中で1点だけ、木質バイオマスの利用等についてというところで、多様な分野での利用促進ということで、加工施設が小林市にもできているんですが、ペレットも立派なものできているというふうには思っているんですが、原油が高騰している状況であれば、農業用のボイラーとか、そういったものに活用されるころなんでしょうけれども、原油がある程度下がってくると、どちらが便利がいいかというところ、重油のほうが便利がいいということで、施設まではできているんですけれども、その先がうまくいかないということで、事実上ペレット工場のほうはとまっているような状況を見せていただいたところであります。この点については、ちょうど自社工場の中でペレットのストーブを使っておられましたけれども、何らかのそういったような利活用の分野を考えないと、ただ工場だけはできましたというのがここに評

価として上がってくるようでは、なかなか今後の展開は難しいのかなというふうに思いますので、この点については答弁は要りませんので、十分その辺は検討していただいて、いい方向に持って行っていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回、私どもの特別委員会は中山間地域の振興条例をつくっていかうという検討に入っているところなんです、この条例をつくることによって、県の今後の中山間地域に対する予算の確保であったり、それぞれいろんな意見が出ましたので、こういった意見に対する継続的な支援というものへの影響があるというふうに考えられるかなということ、これは部長にお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉瀬環境森林部長 木材関係あるいは森林関係の産業といいますか、中山間地での位置づけというのは非常に大きなものがあると思っております。ただ、今、財政状況が厳しい状況ですので、選択と集中ということで我々も訴えていかなくちゃいけない部分があると思っておりますが、議会のほうでそういうような後ろ支えになるような条例等があれば、それはそれで一緒になって頑張っていけるのかなという期待はしております。

○宮原委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、協議事項(1)の中山間地域振興条例の必要性についてであります。本日、農政水産部から概要説明をいただきましたので、今回で一通り、中山間地域の施策に関する部局から説明をいただいたこととなります。また、先月実施しました県北調査では、県内でも高齢化率が高い市町村や「いきいき集落」などを訪問し、積極的な実態把握に努めてきたところでございます。

ここで、これまでの調査を踏まえ、当委員会の意思の統一を図りたいと考え、中山間地域の振興条例の必要性について資料1にまとめました。ごらんください。1の中山間地域の実態や、2の重要性につきましては、改めて申しませんが、3の必要性について説明をいたします。中山間地域振興条例の必要性につきましては、(1)の「中山間地域の振興対策は、喫緊の重点施策に位置づけられている本県の重要課題であり、施策のよりどころとなる基本理念が必要ではないか」ということであります。基本的な方針として、ぶれのない方向性を示すということが必要ではないかということになります。

(2)の「必要なところに継続的な支援が望まれており、県の基本理念を定めることは、予算確保や継続的な支援への見通しを明るくすることにもつながるのではないか」というふうに考えております。具体的に言うと、絵にかいたもちにならないようにということでもあります。

(3)の「格差の是正と活性化の両面に向け、中山間地域を対象に具体的な数値目標を定めた、総合的かつ戦略的な県の振興計画を策定する仕組みが必要ではないか」ということであります。

(4)といたしまして、「県、市町村、ボランテ

ィア、関係団体、県民等の役割を明確に定め、効率的かつ効果的に中山間地域振興を進めるとともに、県民に中山間地域の有用性と支援への理解促進を図る必要があるのではないかと考えております。これは、県内に住む住民の川上から川下までの連携ということを考えているところでございます。

これらのことから、中山間地域振興条例が本県に必要ではないかと判断しているところですが、この資料をたたき台に、なぜ条例が必要かも含めまして、皆さんの御意見をお願いいたします。

○緒嶋委員 今、委員長がおっしゃったとおりで、尽きると思うんですけども、やはり今、中山間地は特に過疎化、高齢化、少子化という厳しい社会的条件もあるわけです。その中で中山間地の有用性、多面的な機能、公益性を考えた場合には、このような後ろ盾があって、その地域も守られるというような、また地域を見捨てていないという県の条例的なものがあることによって、中山間地域の活性化に、いろいろな市町村の連携を含め、ボランティアや関係団体を含めて絶対必要だというふうに思いますので、ぜひこの条例を制定していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○宮原委員長 今、緒嶋委員のほうから、少子化、高齢化を含めて、中山間地域の重要性を条例という形できっちり制定したほうがいいということの御意見であります。そのほか御意見をいただきたいと思っております。それぞれ御意見があれば……。必要性ということですので。

○黒木正一委員 今、緒嶋委員からも言われたとおりでありますけれども、中山間地域がかわいそうだから条例をつくるのじゃなくて、これから食料、環境、エネルギー、それから教育の

一端も担う場になるんじゃないかと思えます。そういった意味でも、しっかりとした指標となる条例をつくる必要があるというふうに考えます。

○宮原委員長 必要であるということが黒木正一委員からも出ておりますが、ほかに御意見ございませんか。

○坂口委員 必要性は疑うところがないんじゃないかと思うんです。問題は、2の有用性のところの(1)をいかに客観的、合理的に説明できるかだと思うんです。黒木正一委員が言ったように、かわいそうだとか、大変だということからじゃなくて、ここのところをどう理念の中に盛り込ませるかという、これが今後すごく大切になってきそうな気がするんです。なるほどこういった役割が必要で、我々はその恩恵を受けているよと、これをどれぐらい打ち出せるかというところにぜひ力点を置いてほしいと思えます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

条例の中身については今後になってくると思いますが、必要だという御意見が3名の方からは出ておりますが、そういう方向で進めていってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、本日改めて、条例が必要との御意見がまとまりましたので、今後、条例策定に向け、当委員会で具体的に検討を行っていきたいと考えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ありがとうございます。

それでは、次回、11月定例会中には政策条例検討会議の開催を求めまして、当委員会が条例策定のワーキンググループになるよう進めてま

いりたいと存じます。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 次に、協議事項の(2)であります。県外調査についてであります。

資料2をごらんください。県外調査は、10月の19日(火)から21日(木)にかけて実施予定でございます。前回の委員会におきまして、調査先について委員の皆様からの御意見を踏まえ、ごらんのような日程案を作成いたしました。行程につきましては、中山間地域の振興条例がある都道府県をできる限り数多く調査できるよう調整しているところであります。中山間地域振興条例を策定している都道府県は全部で5県あります。中国地方に4県が集中しており、19年度の委員会で山口県の条例について調査をしておりますので、それ以外の3県、島根、鳥取、岡山県を訪問する予定としております。また、ほかに委員から御要望がございました森林の公益的機能の研究は、明治大学と日程調整を行いました。調整がつかせませんでしたので、御了承をいただきたいと思えます。そのかわり、代案といたしまして、鳥取県と岡山県の移動路線にあるNPO法人新田村づくり運営委員会を2日目の午後に予定したところでございます。

行程の説明は以上のとおりでございますが、調査日が迫っており、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により若干変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御

一任をいただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、資料3をごらんください。11月10日(水)から11日(木)にかけて実施します県南調査につきましては、前回の委員会で正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのような日程を組んだところであります。10日午前中は特別委員会を開催し、政策条例検討会議の提出資料等について検討後、午後から出発したいと考えております。午後は、有限会社のじり農産加工センター「さとび」を訪問し、規格外マンゴーの商品開発の取り組みや、同じく小林市の株式会社三共にて木質バイオマスの利活用に向けた取り組みを調査したいと思います。また、11日は、県のいきいき集落であります折田代集落や、中山間地域盛り上げ隊の派遣に取り組むNPO法人「みんなのくらしターミナル」と意見交換を行う予定としております。委員の皆様のご意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 特にないようですので、この案で今後詳細を詰めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により若干変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、その点につきましては、正副委員長に御一任をいただきますようお願いいたします。

次に、協議事項(4)の次回委員会についてであります。次回の委員会は、閉会中の11月5日(金)に行うことを予定しておりますが、執行部への説明、資料要求について、何か御意見、

要望等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきたいと存じます。

最後になりますが、協議事項(5)のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、再度申し上げます。次回の委員会としての活動は、10月19日(火)から2泊3日の県外調査でありますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時15分閉会